

教員研修の実施体系

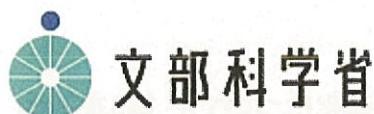
	1年目	5年目	10年目	15年目	20年目	25年目	30年目	
国レベルの研修へ教員研修センターが実施()	<ul style="list-style-type: none"> ●各地域で学校教育において中心的な役割を担う校長・教頭等の教職員に対する学校管理研修 							
	<ul style="list-style-type: none"> ●喫緊の重要課題について、地方公共団体が行う研修等の講師や企画・立案等を担う指導者を養成するための研修 							
	<ul style="list-style-type: none"> ●地方公共団体の共益的事業として委託等により例外的に実施する研修 							
都道府県等教委が実施する研修	<ul style="list-style-type: none"> ●法定研修 		<ul style="list-style-type: none"> ●教職経験に応じた研修 		<ul style="list-style-type: none"> ●職能に応じた研修 			
	<ul style="list-style-type: none"> ●長期派遣研修 		<ul style="list-style-type: none"> ●専門的な知識・技術に関する研修 					
市町村教委等	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村教委、学校、教員個人の研修 							

お問合せ先

初等中等教育局 教職員課

(初等中等教育局 教職員課)





教員の各ライフステージに応じて求められる資質能力

教員についても、日々の職務及び研修を通じてその資質能力が育成されていくものであり、また、各ライフステージに応じて学校において担うべき役割が異なることから、各段階に応じた資質能力を備えることが必要となる。以下、初任者の段階、中堅教員の段階、管理職の段階に分けて、それぞれの段階に必要な資質能力について検討する。

(1) 初任者の段階

大学の教職課程で取得した基礎的、理論的内容と実践的指導力の基礎等を前提として、採用当初から教科指導、生徒指導等を著しい支障が生じることなく実践できる資質能力が必要であり、さらに、教科指導、生徒指導、学級経営等、教職一般について一通りの職務遂行能力が必要である。養護教諭については、心身の健康観察、救急処置、保健指導等児童・生徒の健康保持増進について、採用当初から実践できる資質能力が必要である。

(2) 中堅教員の段階

学級担任、教科担任として相当の経験を積んだ時期であるが、特に、学級・学年運営、教科指導、生徒指導等の在り方に關して広い視野に立った力量の向上が必要である。また、学校において、主任等学校運営上重要な役割を担ったり、若手教員への助言・援助など指導的役割が期待されることから、より一層職務に関する専門知識や幅広い教養を身に付けるとともに、学校運営に積極的に参加していくことができるよう企画立案、事務処理等の資質能力が必要である。養護教諭については、保健室経営の在り方、学校保健の推進等に關して広い視野に立った力量の向上が必要である。

(3) 管理職の段階

地域や子どもの状況を踏まえた創意工夫を凝らした教育活動を展開するため、教育に関する理念や識見を有し、地域や学校の状況・課題を的確に把握しながら、学校の目標を提示し、その目標達成に向けて教職員の意欲を引き出すなどのリーダーシップを発揮するとともに、関係機関等との連携・折衝を適切に行い、組織的、機動的な学校運営を行うことのできる資質を備え、また、学校運営全体を視野に入れた総合的な事務処理を推進するマネジメント能力等の資質能力が必要である。

以上検討してきた教員に求められる資質能力を前提として、このような資質能力を備える教員を確保するため、今後どのように採用の改善を行い、また研修の見直しを行い、さらに大学と教育委員会等の連携方策の充実を図るべきか、以下それぞれに

について検討することとしたい。

教育職員養成審議会「養成と採用・研修との連携の円滑化について」第3次答申
(平成11年12月10日)より

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology



MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

初任者研修

新規採用された教員に対して、採用の日から1年間、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させるため、学級や教科・科目を担当しながらの実践的研修(初任者研修)を行うこととされています。

対象者 : 公立の小学校等の教諭等のうち、新規に採用された者
実施 : 都道府県、指定都市、中核市教育委員会
根拠法 : 教育公務員特例法第23条

校内研修

〈時間数〉

週10時間以上、年間300時間以上

〈講師〉

ベテラン教員

〈研修例〉

- ・教員に必要な素養等に関する指導
- ・初任者の授業を観察しての指導
- ・授業を初任者に見せて指導

校外研修

〈日数〉

年間25日以上

〈研修例〉

- ・教育センター等での講義・演習
- ・企業・福祉施設等での体験
- ・社会奉仕体験や自然体験に関わる研修
- ・青少年教育施設等での宿泊研修

お問合せ先

初等中等教育局 教職員課

(初等中等教育局 教職員課)

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

初任者研修目標・内容例

(小・中学校)

文部科学省初等中等教育局教職員課

平成19年2月16日

年間研修項目例(小・中学校)

基礎的業務	学級経営	教科指導	特別活動	総合的な学習の時間		生徒指導・進路指導
				道徳	特徴	
1 公教育の役割と諸課題の解決に向けた教員と校長	1 学級経営の意義と果たすべき役割 ・公教育と校長 ・公教育目標と実現状況 ・関係法規等との関連 ・教育施設等と教育課程の編成・実施 2 学習並びに指導要領と教育課程の法的位置と基準性 ・学習並びに指導要領と教育課程の法的位置と基準性 ・学習環境化による児童生徒像 3 学校教育目標と児童生徒会 ・学校教育目標と児童生徒会の実施 4 教員としての在り方 ・教員の勤務と公務としての在り方	1 基礎技術 ・教科指導の基礎技術 2 授業実践における技術 ・授業指導における原録の実際 ・授業指導における分析 ・授業研究の分析と評価 3 年間指導計画の作成 ・年間指導計画の作成と評価 4 示範授業参観 ・示範授業参観の視点 5 業務運営 ・業務運営と評価 6 教員としての在り方 ・教員としての心構え	1 道徳教育の基礎的理解 ・道徳教育の目標や意義 ・道徳教育の実際 ・道徳教育目標と実現 2 特別活動の指導計画と授業の実際 ・特別活動の指導計画と授業の実際 3 道徳の時間の指導 ・道徳の時間と評価 4 会議の開催 ・会議の開催と評価	1 総合的な時間の趣旨 ・総合的な時間の内容 2 全体計画の作成と必要性 ・全体計画の内容の進め方 3 学習活動の展開と評価 ・学習活動の実際 ・学習活動の評価 4 評価の特質と評価方法 ・評価の方法と生かし方	1 生徒指導の意義 ・生徒指導の内容と方法 2 進路指導の反省と評価 3 進路指導の反省と評価 4 進路指導の反省と評価	1 生徒指導の対象 ・児童生徒の人間関係 ・児童生徒の育め方、叱り方 ・カイダンスの機能と教育相談の充実 ・社会奉仕体験活動等、体験活動の意義と進め方 ・児童生徒の健全育成の取組 2 問題行動等に関する事例研究 ・問題行動等の原因 ・問題行動等の対応 3 学校における生徒指導体制 ・家庭・地域や関係機関との連携 4 進路指導の反省と評価
2 教員の勤務と公務としての在り方	1 教員の勤務と公務としての在り方 ・勤務と公務の実際 ・教員の勤務と公務の評価 2 教員の組織運営 ・組織運営と評価 3 教員としての在り方 ・教員としての心構え	1 教員の勤務と公務としての在り方 ・教員の勤務と公務の実際 ・教員の勤務と公務の評価 2 教員の組織運営 ・組織運営と評価 3 教員としての在り方 ・教員としての心構え	1 教員の勤務と公務としての在り方 ・教員の勤務と公務の実際 ・教員の勤務と公務の評価 2 教員の組織運営 ・組織運営と評価 3 教員としての在り方 ・教員としての心構え	1 教員の勤務と公務としての在り方 ・教員の勤務と公務の実際 ・教員の勤務と公務の評価 2 教員の組織運営 ・組織運営と評価 3 教員としての在り方 ・教員としての心構え	1 教員の勤務と公務としての在り方 ・教員の勤務と公務の実際 ・教員の勤務と公務の評価 2 教員の組織運営 ・組織運営と評価 3 教員としての在り方 ・教員としての心構え	1 教員の勤務と公務としての在り方 ・教員の勤務と公務の実際 ・教員の勤務と公務の評価 2 教員の組織運営 ・組織運営と評価 3 教員としての在り方 ・教員としての心構え

○ 基礎的素養

1 公教育の役割と諸課題の解決に向けた取組

研修項目	研修内容	研修時間	研修の目標(身に付けてほしい資質・指導力)
公教育と使命	・公教育の概念理解と教育公務員としての使命	1~2	・公教育の制度的概念や理念的概念を理解し、勤務校の実情を踏まえ、自らの使命を表明できる。 ・教育公務員としての責務や行動規範に基づき行動できる。
教育改革と学校教育の現状	・教育改革の背景と学校教育の改善・充実	1~2	・我が国と諸外国の教育改革の動向について理解を深め、それらと関連づけながら、自校の取組や成果、課題等を述べることができる。 ・児童生徒の学習や生活の状況を分析し、生きる力を育むための方策等について理解する。
関係法令と学校教育目標の実現	・教基法等に示された目的と学校教育目標との関連	1~2	・教育基本法や学校教育法等及び都道府県等の教育目標や方針・重点と、自校の教育目標や指導の重点等との関係を比較し、自校の特色を説明することができる。
家庭教育・社会教育との関連	・家庭教育等の現状と学校教育の果たす役割	1~2	・家庭教育や社会教育の役割と、学校教育との連携方策についての課題や期待される効果などから、自校の課題解決に向けた取組や方策を理解する。
教育施策や事業の展開	・教育施策の達成目標と学校の取組	1~2	・都道府県等の教育目標とその具現化による教育施策の関連をまとめ、自らの課題や担当する業務などの側面から、その実現状況を評価できる。
中項目計		5~10	

2 学習指導要領と教育課程の編成・実施並びに評価

研修項目	研修内容	研修時間	研修の目標(身に付けてほしい資質・指導力)
学習指導要領の法的位置と基準性	・学習指導要領の法的位置付け ・学習指導要領の趣旨・ねらい	1~2	・学習指導要領に関する関係法令等から、その位置づけや基準性、意義や役割を理解し、教育課程編成・実施の根拠等を説明できる。 ・学習指導要領の趣旨・ねらいを理解する。
学習指導要領と教育課程の編成実施(その1)	・各教科等間相互の関連と指導計画	1~2	・各教科等、道徳、特別活動、総合的な学習の時間の目標や内容、活用する教材との関連を重視した指導計画が生み出す価値や効果について理解を深め、自校の指導計画のよさや課題を指摘できる。
学習指導要領と教育課程の編成実施(その2)	・個に応じた指導の充実	1~2	・実際の学習指導案や教材、指導事例等をもとに、学習の評価を踏まえた、補充的な学習・発展的な学習など個に応じた指導の在り方や配慮事項を整理し、指導に生かすことができる。
学習指導要領と教育課程の編成実施(その3)	・指導と評価の一体化 ・教育課程の自己点検・自己評価	1~2	・児童生徒の学習状況等を適切に評価し、その後の指導に生かすための具体的な手順、方法等を理解する。 ・評価の結果を児童生徒や保護者に公表するなど、児童生徒の学習状況を伝えることの重要性を理解する。 ・教育課程の自己点検・自己評価の重要性について理解する。
学習指導要領と教育課程の編成実施(その4)	・学習指導要領と教科書	1	・小中学校およびこれに準じる学校において、教育課程の構成に応じて組織配列された教科の主たる教材として教授用に供せられているものであることを理解する。
中項目計		5~8	

3 学校教育目標の具現化に向けた取組

研修項目	研修内容	研修時間	研修の目標(身に付けてほしい資質・指導力)
学校教育目標と目指す児童生徒像	・学校教育目標設定の背景と課題	1~2	・各種の資料や情報をもとに、児童生徒や地域の実態、目指す児童生徒像と学校教育目標との関連を分析し、その実現を図る観点や方法を理解する。
学校教育目標と学校経営	・学校経営の目標や方針等との関連	1~2	・学校教育目標と学校経営計画に示された目標や方針との関連を分析し、それらを踏まえた学年や学級、教科等の経営の在り方を理解する。
学校教育目標と指導計画	・学校教育目標を具現化する指導計画の在り方	1~2	・学校教育目標を踏まえた各教科・領域等の指導計画作成や指導計画に基づく授業等の進め方など、実際の指導計画や学習指導案をもとに、その要点を指摘できる。
学校教育目標と教育活動	・学校教育目標と学年・学級並びに教科等の目標	1~2	・学校教育目標と教科等の目標・内容と学年・学級目標に基づく活動等の関連などを踏まえ、組織的に教育活動を展開するための方策等について理解する。
学校教育目標と学校評価	・学校教育目標と学校評価との関連	1	・学校教育目標と、各自治体における学校評価の制度との関わりについて理解する。
中項目計		5~9	

4 教員の勤務と公務員としての在り方

研修項目	研修内容	研修時間	研修の目標(身に付けてほしい資質・指導力)
服務、義務	・教育職員の身分と使命 ・教員としての心構え	2~3	・地方公務員法や教育公務員特例法の法制の目的や意義を理解し、教育公務員として行動規範等を身に付ける。 ・先輩教員の指導・助言の生かし方など、教職員間の人間関係づくりに努めることができる。 ・児童生徒や保護者、地域の実態、学校教育への期待等を把握し、適切に対応できる。 ・児童生徒との活動にいきいきと携わることができるように心身ともに健康な状態を維持できる。
勤務と給与	・教育公務員の勤務と給与 ・県費負担教職員制度	1~2	・教員の勤務時間や休息、休憩、休暇の取得、超過勤務等に対する措置、服務内容、職員関係、服務命令等について正しく理解し、適切に勤務する。 ・一般の公務員制度との相違点（特例事項）とその意義等を理解し、適正に勤務する。
人事異動	・人事異動の意義と性格 ・人事考課制度	1~2	・人事異動を行う意義やキャリア形成について概観し、教育職員としての社会的使命を果たすことや、人事異動が教育経験を豊かなものにするなどの効果について理解する。 ・地方公務員法に示された職員の勤務評定に鑑み、教員の能力開発を目指した評価（人事考課）制度を理解し、教員として期待される資質や能力を身に付ける。
中項目計		4~7	

5 学校の組織運営

研修項目	研修内容	研修時間	研修の目標(身に付けたい資質・指導力)
関係法令と学校組織	・教育行政（管理規則）と学校の関係	1~2	<ul style="list-style-type: none"> ・国や地方の教育行政と学校及び教員に係る関係法規・判例等から、公教育を担う教員として自らの責務を果たしていることや日常の職務遂行状況を説明できる。 ・日常の教育活動や生徒指導等の事例と管理規則等との関連を理解し、学校が組織体として公教育を行っていることを説明できる。 ・校長・教頭・主任等の職務内容や職員会議、初任者研修と指導教員の職務等に係る関係法令などの理解を深め、学校組織として職務に専念する。
校務分掌とその機能	・校内組織の在り方	1~2	<ul style="list-style-type: none"> ・校務分掌が学校教育目標達成のための組織上の仕組みであることを理解し、担当する分掌と教員としての責務の関係を説明できる。 ・組織の一員として協働していく重要性を理解し、協働していくための方途や手立てを講じることができる。 ・校内規規定のねらいや意義を確認し、それらが学校の実情に即して作成され、適正に運用されているかどうか吟味できる。
教育環境の整備	・学校の教育環境づくり	1~2	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の実態を踏まえ、言語環境や学習環境（養護園、飼育舎など）を整備し、日常の教育活動を改善・充実することができる。 ・多目的オーブンスペース等の意義や余裕教室の活用を含め、それらを組織的に有効かつ円滑に活用する方途や規定等を理解し、意図的・計画的に活用することができる。
開かれた学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域社会との連携 ・学校間交流の推進 ・障害のある児童生徒や高齢者との交流 ・学校運営と学校評議員 ・情報公開と説明責任 	1~2	<ul style="list-style-type: none"> ・学校は、家庭や地域の人々とともに児童生徒を育てていくという視点に立ち、開かれた学校づくりを進めていくとともに、学校評議員等の外部組織の意見等を学校運営に生かしていく必要があることを理解する。 ・学校・家庭・地域社会がそれぞれ本来の教育機能を発揮し、相互にバランスのとれた教育が行われるよう、学校は家庭・地域社会との連携を深め、学校内外を通じた児童生徒の生活の充実と活性化を図ることの大切さを知る。 ・学校は児童生徒の健全な育成を推進するため、校内の様々な情報を積極的に発信し、公教育における取組に対して説明責任を果たさなければならないことを理解する。
PTCAの運営	・PTCA組織と運営への参画	1~2	<ul style="list-style-type: none"> ・PTCA役員等と懇談し、組織のねらいや意義、事業や課題、全国組織の動向などを理解する。 ・所属校のPTCA活動に参画し、保護者や地域の信頼を高めるなど、学校教育の充実に努める。
安全管理・事故防止	・学校の危機管理と組織的対応	2~3	<ul style="list-style-type: none"> ・学校事故防止と安全対策等のマニュアルの理解や非常時の組織的行動と役割等を理解し、行動できる。 ・日常の安全点検と児童生徒の行動等の観察等の具体的方法、危機対応の際の行動規範等を理解し、自らの対応をシミュレーションすることができる。
中項目計		7~13	

6 教員研修と教員としての生き方取り方

研修項目	研修内容	研修時間	研修の目標(身に付けたい資質・指導力)
教員としての心構え	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の特色や地域の実態と教員としての心構え ・社会人としての接遇の仕方 ・各種の届出や教材・教具、施設設備の管理と活用 ・指導要録その他の諸表簿の取扱い方 	2~3	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務校の実情や地域の実態を調べ、自らの使命を再検討し、教員としての在り方を明確化できる。 ・接遇の仕方（来客への対応、電話のかけ方）の演習を行い、教員（社会人）としての自覚を高め、誇りをもつことができる。 ・先輩教員の指導・助言を積極的に受け入れ、良好な教員間の人間関係をつくることができる。 ・施設・設備・教材・教具等の管理や有効活用を図るとともに、事故防止ための指導法や点検等の技能を身に付ける。 ・各種文書等の作成、整理、保管等を的確に行うための技法を身に付ける。
教職観の涵養	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒、保護者及び地域社会等の期待と信頼 ・教員同士、教員と児童生徒の人間関係 	2~3	<ul style="list-style-type: none"> ・授業研究やカウンセリング等の実践を通して、指導技術、カウンセリングマインドや物事の是非を教える技術を身に付ける。 ・授業や生徒指導等の事例から、自らの研修課題を掘り起こし、これを解決していくための研究や研修を行い、日常の教育活動の改善・充実に生かすことができる。 ・先輩教員等の助言を生かし、地域の活動やPTCA等との関わり、学校内外の信頼関係を確立するために寄与できる。
研修と自己成長	・教員研修に関する法令とキャリアプラン	1~2	<ul style="list-style-type: none"> ・教員研修の関係法令を理解し、自らのライフステージを視野に入れた研修計画を立て、具体的・実践的な研修・研究に努め、教員としての資質や指導力を身に付ける。
校内研修・研究への参画	・自校の課題解決に向けた研究・研修	1~2	<ul style="list-style-type: none"> ・自校の課題解決に向け、校内研修・研究に主体的に参画し、教育研究の手法等を身に付ける。 ・自己的機能成長に関する課題と校内研修・研究の関連を明確化し、実践能力や専門的知識・技術を身に付ける。
中項目計		6~10	

7 教育課題の解決に向けた取組

研修項目	研修内容	研修時間	研修の目標(身に付けてほしい資質・指導力)
人権教育	・歴史、法的措置等と現状 ・人権教育の実践的課題	2~3	・我が国の人権課題と学校における人権教育の基本的理念及び指導上の課題等について理解を深め、日常の教育活動で課題解決に向けた取組を進めることができる。 ・各教科、道徳、特別活動等と人権教育の関連を理解し、具体的に人権教育を進めるための指導方法等を身に付ける。
環境教育	・環境教育の意義と役割 ・各教科等における環境教育の指導	1~2	・国連持続可能な開発のための教育（E S D）において、持続可能な社会の構築が強く求められていることも踏まえ、環境問題を総括的に理解するとともに、環境教育の意義と役割を理解し、学校における環境教育の基本的な考え方、進め方を身に付ける。 ・各教科、道徳、特別活動等と環境教育の関連を理解し、具体的に環境教育を進めるための指導方法を身に付ける。
教育の情報化への対応	・教育の情報化の意義 ・情報社会の課題への対応	3~4	・情報社会の特性を理解し、情報化の影の部分に配慮して指導することができる。 ・各教科等の目標達成のために情報機器を活用することができる。 ・各教科等の指導の中で児童生徒に情報活用能力を育成するための指導方法等を身につける。 ・情報機器の特性と、校務分掌及び学級事務における効果的な活用について理解する。
教育の国際化への対応	・教育の国際化の意義 ・国際社会の課題への対応	1	・適切な教材を選定し、子どもが我が国や郷土の伝統・文化について調べたり、自分なりの意見を持つことができるような教育を行う能力を身に付ける。 ・諸外国・地域の歴史・伝統・文化について適切な事例を収集する能力や日本と異なる文化、歴史に立脚する人々に対しても敬意を払うような態度を育成するための指導方法を身に付ける。
帰国・外国人児童生徒教育への対応	・帰国・外国人児童生徒の受け入れに係る課題への対応 ・日本語指導及び教科指導	1	・外国での就学形態や教育内容・方法などをふまえ、児童生徒の一人一人の実態を的確に把握し、児童生徒が学校生活に適用できるように配慮することができる。 ・当該児童生徒の実態に合わせて、日本語指導及び教科指導において、最適な方法を選択し、学習の成果を上げるための指導方法等を身に付ける。
学校保健、安全指導の進め方	・意義とねらいや内容 ・指導計画 ・指導の進め方	2~3	・保健指導のねらいと内容を理解し、教材や指導方法等を身に付ける。 ・健康の保持増進に努める態度や意欲を育てる方法等を学び、実際の指導に生かすことができる。 ・各教科・領域等と安全に関する内容との関連を十分に図り、指導できる。 ・交通安全指導の考え方や指導法の要点を学び、実際の指導に生かすことができる。
食に関する指導の進め方（給食指導を含む）	・意義とねらいや内容 ・指導計画 ・指導の進め方	1~2	・学校教育全体で行う「食に関する指導」の意義やねらいを理解し、効果的な指導の方法を身に付ける。 ・学校給食を「生きた教材」として活用し、食に関する指導を行うことができる。
その他教育課題への対応	・都道府県・市町村などの教育課題と教育施策 ・課題解決のための実践	1~2	・都道府県や市町村などのさまざまな教育課題やその解決に向けた施策等について理解を深める。 ・課題解決に向けた具体的な取組を参考とし、授業における実践につなげることができる。
中項目計		12~18	

8 特別支援教育の制度と具体的な取組

研修項目	研修内容	研修時間	研修の目標(身に付けてほしい資質・指導力)
特別な教育的ニーズと指導	・障害の特性の理解 ・通常の学級における特別な教育的ニーズに応じた指導 ・個別の指導計画の作成・実施・評価	3~4	・学習障害(LD)・注意欠陥／多動性障害(ADHD)・高機能自閉症等を含む様々な障害の特性について理解する。 ・通常の学級において留意すべき具体的な事項をまとめることができる。 ・個別の指導計画の作成・実施・評価の手順から、個に応じた指導の意義を理解する。
特別支援教育体制の整備と活用	・校内支援体制の構築を活用した適切な支援の在り方 ・外部の専門家や関係機関との連携 ・個別の教育支援計画の策定	2~3	・実態把握等を行う校内委員会の役割や、特別支援教育コーディネーターの役割について理解し、効果的な指導や学級経営に生かすことができる。 ・巡回相談、専門家チームからの支援や関係機関との連携について理解し、教育活動に生かすことができる。 ・個別の教育支援計画の意義や内容について理解する。 ・保護者との連携の在り方を知る。
特別支援教育の制度	・特別支援学校、特別支援学級の制度や教育課程の編成 ・特別支援学校、特別支援学級及び通級による指導における参観 ・就学の仕組	2~3	・特別支援教育制度について理解する(センター的機能、免許制度等) ・通級による指導や特別支援学級の制度上の位置付けを理解し、教育課程編成上の特例等の理解を図り、それぞれの教育の意義を理解する。 ・交流及び共同学習の教育効果及び意義を理解する。 ・個別の指導計画に基づいた、個に応じた指導の在り方について理解する。 ・就学の仕組を理解し、個に応じた適切な教育を推進することができる。
中項目計			7~10

9 教育機関や企業等における体験を通した研修

研修項目	研修内容	研修時間	研修の目標(身に付けてほしい資質・指導力)
体験研修（長期休業期間中に実施）	・特別支援学校、自立支援施設等の参観 ・福祉施設や企業等での体験 ・社会活動等への参加 ・他校舎の参観等	8~9	・宿泊研修や長期にわたる研修における体験研修を通して、自らの見識や指導力を高める。 ・外部機関等の参観を通じ、交流や連携方策を学び、教育課題等の解決につなげることができる。 ・様々な社会体験をもとに、自らの教職生活にとって重要と思われる事項を見つけ、これを教育活動に生かすことができる。
課題研究	・職能成長を図るために課題の設定と取組	3~4	・教育実践や校内における研修や研究を踏まえ、自らの職能成長を図るために課題を設定し、研修の機会や場を見つけて、主体的に研修・研究に取り組むことができる。
中項目計			11~13

10 研修の総括

研修項目	研修内容	研修時間	研修の目標(身に付けてほしい資質・指導力)
初任者研修の総括	・体験発表会 ・プレゼンテーション資料の作成等	1~2	・講評で、再度、教師のあり方、心構え、使命感を高めることができる。 ・翌年度の自らの研修課題を明確化し、具体的な取組内容を提示できる。 ・教育の実践記録を取ることの意義・方法を認識し、記録を整理する。
中項目計			1~2
大項目計			63~99

○ 学級経営

1 学級経営の意義

研修項目	研修内容	研修時間	研修の目標（身に付けたい資質・指導力）
学級経営の内容と果たす役割	・学級経営の理解 ・学級経営の内容（学級目標の設定、好ましい人間関係や集団づくり、学習指導、生徒指導、教室環境の整備、保護者との連携、各種学級事務など）の理解 ・学級経営の役割と意義	1 ~ 2	・学級経営の内容とその重要性を理解し、学級の実態に即し、自分の持ち味を生かして、積極的によりよい経営に努めることができる。
学級経営案の作成と活用	・学級経営案の作成に当たっての留意事項（学級の実態把握、個々の児童生徒の状況の把握、実態に即した課題の見定め、学校の教育目標に即した学級目標の設定、具体的な構想や手立ての明確化）などの理解 ・学級経営案の活用と評価（経営案の実践化や評価の工夫、学級経営案の修正・改善など）の理解 ※学級経営案を持ち寄り、実態把握の具体的な手立てについて、情報交換をする。	1 ~ 3	・学級経営の各内容について、適切な方法で学級の実態を把握する。 ・学校の教育目標に即して、学級の実態を踏まえた適切な学級経営案を作成できる。 ・学級経営案に即して実践を進めたり、定期的に評価したりして、実践の改善を進めることができる。
学級経営と学年経営	・学年経営（作成と評価）の理解 ・学年経営とのかかわり（学年経営案、学年会、学年行事、学級王国の問題など）の理解	1 ~ 2	・学年経営案を理解し、学級経営を進めることができる。 ・学年会での共通理解を大切にし、他の学級と協調しながら学級経営を進めることができる。
中項目計			3 ~ 7

2 学級経営の実際と工夫

研修項目	研修内容	研修時間	研修の目標（身に付けたい資質・指導力）
学級の組織づくり	・当番活動（清掃、給食、学習、日直などにかかる仕事）の組織づくり ・係の活動（各種の学級生活を豊かに楽しくするための、児童生徒による自主的な活動）の組織づくり ※学級の組織を持ち寄り、協議する。 ・生活集団と学習集団のつくり方や小集団活動の効果的な方法や内容	2 ~ 3	・学級目標の達成を目指し、児童生徒に役割を分担し、生活や学習集団を組織構成するとともに、それらの組織が効果的に機能するよう努めることができる。
教室環境づくり	・教師と児童生徒が協力して創る教室環境づくりの工夫（作品等の掲示、互いのよさを認め合える場や児童生徒の自主的な活動を促す場の設営など） ※よい実践例となる掲示物等を写真に撮って持ち寄り、参考にする。	2 ~ 3	・必要に応じて児童生徒と相談をしながら、児童生徒が安全に、衛生的、機械的に学級生活や学習が展開できるような教室環境をつくることができる。
児童生徒による活動の運営	・児童生徒による学級生活目標づくり ・朝の食や掃除の会のプログラムと運営 ・学級の約束やルールづくり ・学級日誌や班日誌、教室内での飼育、栽培活動 ※様々な工夫した事例を持ち寄り、協議を通して参考にする。	1 ~ 2	・自主的に学級生活目標を設定し、よりよい学級生活をみんなで協力して築こうとする児童生徒の活動をつくり、効果的に運営できるように努めることができる。
児童生徒との関わり方	・児童生徒、保護者の期待する教師像 ・児童理解、生徒理解の工夫 ・給食、清掃、休み時間や放課後、クラブや部活動、日記、連絡帳などを通じて懇親関係を築く努力 ・効果的な詰め方、叱り方 ※具体的な方策や工夫を持ち寄り、協議を通して参考にする。	2 ~ 3	・児童生徒、保護者が期待する教師像を理解し、適切な児童生徒理解を通してそれぞれの児童生徒の長所や短所を見極め、個々の児童生徒の状況に即して、一人一人に寄り添いながら温かく接したり関わったりすることができます。
学級集団づくり	・一人一人の児童生徒の居場所づくり（児童生徒の活動の場、認められる場、個性が發揮できる場、人間的な触れ合いができる場など） ・温ましい仲間づくり（温ましいリーダー、共に助け合う支持的風土、学級の規律など） ・人間関係づくりのためのゲームやレクリエーションなどの実験	2 ~ 4	・児童生徒一人一人のよさが生かされ、児童生徒が級友の励ましの中で自己実現が図れるような学級集団（人間と人間の好ましい関係や雰囲気とその関係等を生かした各種の活動）づくりに努めることができる。
日常の指導	・清掃、給食、休み時間、朝や掃除などの指導 ・健康や安全に関する指導 ・けんかや対立など人間関係改善への指導 ・個別に配慮を要する児童生徒への指導	1 ~ 2	・日頃から児童生徒の学級生活の状況をよく観察し、学級生活上の課題を見定めるとともに、ねばり強く適切な指導、助言をすることができる。
中項目計			10 ~ 17

3 保護者と連携を図った学級経営

研修項目	研修内容	研修時間	研修の目標（身に付けたい資質・指導力）
授業参観と保護者会	・授業参観や保護者会のねらい ・授業参観や保護者会の内容や進め方 ・ねらいを達成するための、資料、交流、意見交換などの工夫	1 ~ 2	・授業参観や保護者会のねらいを理解し、そのねらいを達成するために様々な工夫をするとともに、自信をもって実施する。
学級通信	・学級通信の果たす役割とその効果 ・学級通信の作成上の配慮事項 ・学級経営に生かす学級通信の工夫 ※学級通信を実際に作成して持ち寄り、協議をする	1 ~ 2	・学級通信の役割や効果、作成上の配慮事項などを理解し、保護者の理解と協力が得られるような、よりよい学級経営に生かす学級通信を作成し発信する。
保護者への助言	・家庭訪問、個人面談、個別の相談などの体系や行い方 ・児童生徒の様子を適確に伝えるための方法の工夫 ※ロールプレイングを基に協議する。	1 ~ 2	・保護者の話をよく聞き、信頼関係を築くとともに、保護者と共に児童生徒のよりよい育成を目標に立場を意識しながら、個々の家庭や児童生徒の状況に即して適切に助言できる。
中項目計			3 ~ 6

4 学級事務の処理

研修項目	研修内容	研修時間	研修の目標（身に付けたい資質・指導力）
年度当初、各学期当初の学級事務	・年度当初の学級事務の内容と留意事項 ・時間割表、学級通信、児童生徒名簿、緊急連絡網、当番表などの作成 ・学級日誌の点検と管理、提出物や集金の処理や管理、週報などの作成	1 ~ 2	・年度当初の学級事務の内容や留意事項を理解し、適切に処理できる。
成績等に関する諸表簿の作成などの学級事務	・成績等の諸表簿に関する学級事務の内容と留意事項 ・通信簿の性格の理解と通信簿の作成上の留意点、通信簿の渡し方、生がし方など ・指導要録の機能、指導要録に関する法的な規定、指導要録の作成上の留意事項、管理及び守秘義務など ・出席簿、健康診断票や歯の検査票の適正な処理	1 ~ 2	・成績等の諸表簿に関する学級事務の内容と留意事項を理解し、適切に処理できる。
各学期末、年度末の学級事務	・学期末や年度末の学級事務の内容と留意事項 ・諸表簿（出席簿、学級日誌、成績一覧表、指導要録）の整理と提出及び管理、学級会計報告など	1 ~ 2	・学期末や年度末の学級事務の内容と留意事項を理解し、適切に処理できる。
学級事務と情報処理の活用	・情報機器利用の意義と役割 ・情報機器の活用による学級事務の効率化	1	・情報機器の特性を理解し、学級事務において効果的に活用できる。
中項目計			4 ~ 7
大項目計			20 ~ 37

○ 教科指導

1 基礎技術

研修項目	研修内容	研修時間	研修の目標(身に付けたい資質・指導力)
教科指導の基礎技術(その1)	・児童生徒理解に関する技術	2 ~ 3	・児童生徒の実態についての把握の仕方について理解する。 ・発達段階に応じた児童生徒の実態の特徴について理解する。 ・効果的な教科指導を行うための教師の視線や教室内の立ち位置などについて工夫できる。
教科指導の基礎技術(その2)	・話し方に関する技術	1 ~ 2	・各学年での発達段階に応じた正しい言葉を使って話すことができる。 ・児童生徒の興味・関心をひく話し方を工夫できる。 ・声の抑揚や大小などに気を付けて、指導内容がはっきりと伝わるように話すことができる。
教科指導の基礎技術(その3)	・聞き方に関する技術	1 ~ 2	・上手な話の聞き方や話の引き出し方について理解する。 ・話を聞くときの姿勢や目線について理解する。
教科指導の基礎技術(その4)	・書き方に関する技術	1 ~ 2	・正しい文字や筆順について理解する。 ・各学年で学習する新出漢字を把握し、適切な漢字の使い方について理解する。
中項目計		5 ~ 9	

2 授業の進め方

研修項目	研修内容	研修時間	研修の目標(身に付けたい資質・指導力)
授業実践に関する技術(その1)	・発問の仕方 ・指名の仕方 ・話し方	3 ~ 4	・児童生徒の多様な意見を引き出す発問の仕方を工夫できる。 ・児童生徒の意見が学習の広がりや深まりにつながることをねらいとした教師の指導のあり方について理解する。 ・説明や解説、発問、意欲の喚起等について、話し方のこつを学び、授業中の実践につなげることができる。
授業実践に関する技術(その2)	・板書の工夫 ・資料の活用 ・ノートのとらせ方	3 ~ 4	・1時間の流れや本時のねらい・重点事項・まとめがわかるように板書することができる。 ・掲示資料や配布資料の内容や掲示方法について学び、効果的に資料を活用できる。 ・ノート点検において、児童生徒の意欲を喚起するコメント等の書き方や評価の仕方を身に付ける。
学習指導案の作成	・学習指導案の作成の仕方 ・指導に基づく細案の立て方	3 ~ 4	・教材の特性やねらいと児童生徒の実態を関連させた指導目標を立てることができる。 ・単元全体の構成や学習過程の構成を工夫できる。 ・板書計画、学習の場の構成、発問等を工夫できる。 ・単元や各時の目標に応じた評価の視点を持って授業を展開できる。 ・発問や板書、予想される児童生徒の反応などを視野に入れた学習指導細案を作成できる。
授業における児童生徒理解	・児童生徒の反応の捉え方 ・机間指導を通しての理解の仕方 ・ノートの利用の仕方	3 ~ 4	・様々な児童生徒の反応に対応できるよう多様な指導の仕を考えることができる。 ・効率的な机間指導により個に応じた指導を行なうことができる。 ・発達段階に応じてノートの書き方や整理の仕方について指導できる。
授業の診断と記録の分析	・児童生徒による授業評価の在り方 ・児童生徒の記録や作品の分析方法	3 ~ 4	・授業前の診断的評価と事後の総括的評価を対比させ、問題点や改善点を自己認識し、授業改善に努めることができる。 ・児童生徒の学習記録や作品等を分析し、今後の指導方法の改善に努めることができる。
教材研究の方法と実際	・授業設計の基礎 ・教材の収集・選択・分析の方法 ・教材化の工夫	3 ~ 4	・教材の特性と児童生徒の関心とを効果的に関連付けて教材化できる。 ・教材の特性を踏まえ、単元構成や学習過程、評価の在り方を工夫し学習指導案を作成できる。 ・教材の収集・選択・分析の手法を理解し、授業での教科の指導に用いる生かし方を理解する。 ・教材の提示や活用の仕方、配列を理解し、学習目標に迫るために教材化できる。
教材研究の進め方	・教材の系統性 ・教材の組み立て ・学習指導案の作成 ・教材に応じた発問	3 ~ 4	・検定教科書が学習指導要領に準拠して組織配列された指導に用いる指導教材であることを理解し、その活用方法を身に付ける。 ・教材の系統性や組み立てを踏まえた教材研究の方法を身に付ける。 ・児童生徒の学習に対する興味・関心・意欲を喚起し、学習を深化させる教材を開発できる。
テストの作成と評価の在り方	・テストの作成の仕方 ・評価の仕方 ・通信簿の記入の仕方	3 ~ 4	・学習内容が網羅されたテストの作成や構成、実施結果の処理方法を身に付ける。
教科指導と情報機器の活用	・情報機器利用の意義と役割 ・コンピュータの特性と利用法	8 ~ 9	・教科指導における情報機器の果たす意義や役割について理解する。 ・情報機器の特性と効果的な活用の概要を理解する。 ・教材提示装置やデジタルコンテンツ等の機能・操作法を知り、その特性を生かした効果的な利用法を理解する。
授業の分析と診断	・授業設計 ・課題や発問と反応 ・資料提示や板書と反応	3 ~ 4	・学習目標や児童生徒の実態などを踏まえた授業設計の仕方を身に付ける。 ・学習意欲を高める課題設定や発問を行なうことができる。 ・効果的な資料提示のタイミングや、構造的な板書を行なうことができる。
個に応じた学習指導の進め方	・一斉指導の効果 ・グループ学習の効果 ・個別学習の意義 ・個に応じた指導の在り方	3 ~ 4	・それぞれの学習形態の効果と問題点について学び、担当する児童生徒の実態や教材の特性と関連付けて、実践例の検討を通して一斉指導・グループ学習・個別指導等を効果的に行なうことができる。 ・児童生徒のレディネスやスキルを的確に把握し、個に応じた指導を行なうことができる。
学習指導と評価の要点	・教育評価の在り方 ・指導に生かす評価 ・評価の実践	3 ~ 4	・指導と評価の一体化について実践を通じて理解する。 ・様々な評価方法を、児童生徒の学習方法に基づいて活用する技術を身に付ける。 ・単元前後の児童生徒による授業評価の実施や評価結果の分析を通じて、自己の授業改善に努めることができる。
教材・教具の作成と活用の仕方	・自作教材の作成 ・教材の効果的な提示	3 ~ 4	・導入部分での児童生徒の意欲を喚起する教材提示、授業の山場で児童生徒の考えを揺さぶる発問や教材、授業のまとめで学習内容が児童生徒に定着する教具など、学力向上に有効な教材・教具の開発に努めることができる。
授業の反省と評価	・年間を通しての授業の反省	1 ~ 2	・授業に関する知識や技術の習得状況を自己診断できる。
年間指導計画の作成	・年間実施授業の反省と改善点の検討 ・指導目標と指導内容の反省及び改善点の検討 ・単元ごとの指導目標と指導内容の反省及び改善点の検討 ・カリキュラム改善の検討	3 ~ 4	・年間の授業実践をふり返り、指導内容や時数の配分等について改善箇所を検討できる。 ・各教科の目標を達成するため、バランスのとれた指導計画となるよう、今年度の実践を反省検討して改善できる。 ・単元ごとの実践をふり返り、目標設定・単元構成や学習過程の組み方、学習内容・学習評価の仕方・時数の配分等について反省検討を加えて改善できる。 ・教科間の内容や指導事項の関連を確認し、児童生徒の認識・体得の過程を踏まえたカリキュラムとなるよう検討し改善できる。
中項目計		48 ~ 63	

3 授業参観

研修項目	研修内容	研修時間	研修の目標(身に付けたい資質・指導力)
示範授業参観の視点(その1)	・指導案の書き方や内容に関する参観前の視点	2 ~ 3	・教材観(単元観)と児童生徒観と指導観の関連や、単元全体の構成の仕方、課題設定と評価の関連などが、どのように指導案のうえで表現されているかについて理解する。
示範授業参観の視点(その2)	・授業の雰囲気づくりに関する観察視点	2 ~ 3	・学級全体の把握の仕方や、個々の児童生徒への対応の仕方を身に付ける。 ・発問の仕方や児童生徒の回答に対する受け答えの仕方を身に付ける。
示範授業参観の視点(その3)	・1時間や単元全体の授業構成に関する参観視点	2 ~ 3	・導入から本時のねらいへの流れや授業の山場づくり、まとめ方と評価の仕方など全体的な構成について理解する。
示範授業参観の視点(その4)	・課題設定と評価の仕方にに関する参観視点	2 ~ 3	・児童生徒の実態と教材の特性を加味した課題の設定の仕方と、課題解決に対する評価の仕方を身に付ける。
示範授業参観の視点(その5)	・教材教具の使用や学習の場の工夫に関する参観視点	2 ~ 3	・提示資料や児童生徒が操作する教具の作成方法や提示の仕方、効果的な活用の工夫について理解する。
示範授業参観の視点(その6)	・グループ学習に関する参観視点	2 ~ 3	・グループ学習のねらいや効果、有効なグループингについて理解する。 ・一斉学習とグループ学習の効果の違いを知り、グループ学習の効果的な活用方法を身に付ける。
示範授業参観の視点(その7)	・各教科ごとのねらいや学習の進め方に関する参観視点	8 ~ 9	・各教科のねらいや授業実施時のポイントなどについて、様々な学年や学級の授業参観を通して理解する。
示範授業参観の視点(その8)	・授業形態に関する参観視点	2 ~ 3	・ティームティーチングや課題選択授業、習熟度別指導等の在り方について、様々な学年や学級の授業参観を通して理解する。
示範授業参観の視点(その9)	・教科や領域との関連に関する参観視点	2 ~ 3	・各教科間の関連や、道徳・特別活動・総合的な学習の時間との関連について、様々な学年や学級の授業参観を通して理解する。
中項目計		24 ~ 33	

4 授業研究

研修項目	研修内容	研修時間	研修の目標(身に付けたい資質・指導力)
授業研究(その1)	自己課題の把握と年間計画の作成	3 ~ 4	・授業における自己の課題を踏まえ、授業研究の実施について年間研究計画を立てることができる。
授業研究(その2)	授業研究における基礎的要素の把握	3 ~ 4	・公開授業において、「はっきりとわかる書類で授業のねらいを明確に示す」ことなど、基本的な目標を達成することを意識して行うことができる。
授業研究(その3)	ねらい設定と授業のまとめの工夫	3 ~ 4	・前回のねらい(はっきりと明確に)を踏まえつつ、新たなねらいとして、授業のまとめの工夫(ねらいに対応したまとめを行う)を意識することを目指して授業を実践できる。
授業研究(その4)	児童生徒の意欲を引き出す発問等の工夫	3 ~ 4	・前回の授業の成果と課題を踏まえつつ、児童生徒の思考力を引き出すための課題の与え方、発問の仕方、作業手順の示し方等についての指導技術の向上に努めることができる。
授業研究(その5)	授業構成の工夫	3 ~ 4	・1単位時間の授業構成や、児童生徒の意識の流れを踏まえた展開を行うことができる。
授業研究(その6)	学習形態の工夫	3 ~ 4	・個別学習やグループ学習を機能的に生かすことができる教材を選択し、児童生徒相互の関わりや児童生徒の主体性を生かした学習の在り方を身に付ける。
授業研究(その7)	学び方の工夫	3 ~ 4	・個別学習やグループ学習に児童生徒が主体的に参加できるよう、学習の進め方に関する資料や計画表などを作成し、授業構成を工夫できる。
授業研究(その8)	ティームティーチングによる協力教授方式の工夫	3 ~ 4	・授業研究を通じて、ティームティーチングにおける指導方法や教員同士及び外国語指導助手(AL-T)との関わり方、児童生徒への指導の在り方等を理解する。
授業研究(その9)	少人数指導や習熟度別授業の工夫	3 ~ 4	・授業研究を通じて、課題選択授業、習熟度別指導等の在り方について、実践を通して指導力の向上に努めることができる。
授業研究(その10)	教科間や他領域との関連指導の工夫	3 ~ 4	・教科や総合的な学習の時間などを複数教員で指導し、組織として学校教育目標や学年目標に迫る授業の在り方を身に付ける。
中項目計		30 ~ 40	
大項目計		107 ~ 145	

○ 道徳

1 道徳教育の基礎的理義

研修項目	研修内容	研修時間	研修の目標(身に付けたい資質・指導力)
道徳教育の目標や意義	・学校教育全体と道徳教育の関連 ・道徳教育目標実現のための課題	1 ~ 2	・学校教育目標と道徳教育の位置付けや目標、意義等を関連付ける作業等を通して、学校教育における道徳教育を関連的な視点から理解し、その特色を押さえることができる。 ・道徳教育と道徳の時間の関連、生徒指導や人権教育等との関連等を考え、そのよさを知ることや課題の解決に努めることができる。
学校、地域における道徳教育の基本方針	・道徳教育の基本方針を具体化する方法	1	・学校のある地域や家庭の道徳教育上の背景等を検討し、自校の道徳教育の目標に基づく基本方針を具体化するための教育活動や指導の在り方等について理解する。
道徳教育の諸計画の意義とその作成	・道徳教育の諸計画の具体的な内容 ・計画作成、修正の仕方	2	・道徳教育の全体計画、道徳の時間の年間指導計画、学級における道徳教育の計画など、道徳教育の諸計画の意義と相互の関連等について理解し、道徳教育の全体像をとらえることができる。 ・学級における道徳教育推進のための実態を踏まえた計画作成、修正の方法を身に付ける。
他教科領域等における道徳教育	・日常指導の中での道徳教育の在り方 ・各教科等での道徳教育	2	・日常の学級経営等の中で行う道徳教育の在り方を考え、学級の実態に応じた日常指導の方法の具体化に努めることができる。 ・各教科、特別活動、総合的な学習の時間で行う道徳教育の実際を学校の事例から理解し、学年や学級の実態に応じた方法の具体化に努めることができる。
「心のノート」の趣旨とその生かし方	・「心のノート」の趣旨と特徴 ・学校の教育活動や家庭、地域での生かし方	1 ~ 2	・「心のノート」(全4冊)の趣旨と特徴、その全体的な構成などについて理解することができる。 ・日常生活での活用、道徳の時間での活用、各教科等での活用、家庭や地域との交流の機会での活用等を理解し、児童生徒の活用を促すことができる。
中項目計		7 ~ 9	

2 道徳の時間の指導

研修項目	研修内容	研修時間	研修の目標(身に付けたい資質・指導力)
道徳の主題構想と資料研究	・主題構想の進め方 ・資料研究や分析の仕方	2	・ねらいと資料と児童生徒の実態をもとに、授業における主題設定の仕方を身に付ける。 ・資料の読み取り方、分析の仕方などを、実際例をもとに進め、工夫できる。
道徳学習指導案の作成	・道徳学習指導案の作成の仕方 ・多様な展開の創意工夫	3	・資料の特性や児童生徒の実態を踏まえた授業全体の構想や学習過程の構成を考えることができる。 ・発問の構想、板書計画、学習の場の工夫、学習ノートの工夫、「心のノート」を生かした指導の工夫等を考えることができる。 ・多様な学習展開の方法を知り、作成した学習指導案を活用し弾力的な指導を工夫できる。
道徳における評価の在り方	・道徳性の評価の意味 ・道徳の時間の指導に関する評価の多様な方法	1 ~ 2	・道徳教育での児童生徒の評価、授業の評価、計画の評価の意義と方法について理解する。 ・道徳の時間についての数値によらない評価、児童生徒のみとり、実態把握などの方法について、授業記録等をもとに考え、身に付ける。
示範授業参観	・授業構成、展開の工夫、雰囲気作りなどの参観 ・他教科領域等との異同	2 ~ 3	・道徳の授業全体の構想から実施までの全体的な手順、教師の学級全体の把握、教師の働きかけなどについて理解する。 ・発問、個の生かし方、問題追求の方法等について、示範授業の実際をもとに、他教科等との比較を通して指導の特質を理解する。
道徳の授業研究(その1)	・道徳授業研究における基礎的要素と自己課題 ・授業構成や活動の全体的な工夫	3 ~ 4	・授業の意図の指導案への示し方、児童生徒の学習の様子についての記録の取り方、指導上の課題の見つけ方等、道徳の授業研究の基礎的要素を押さえ、それを意識しながら授業を行うことができる。 ・1単位時間の授業構成や、児童生徒の意識の流れを踏まえた展開を行い、指導技術の向上に努めることができる。
道徳の授業研究(その2)	・発問や児童生徒の学び方、学習形態等の工夫 ・指導体制や他教科等との関連的指導の工夫	3 ~ 4	・児童生徒が道徳的価値の自覚を深めるための発問、発言の集約の仕方、個別作業の組み込み方、グループ学習等の学び合いの工夫等について、実践を通して身に付ける。 ・ティームティーチングや地域講師の参画による指導、または、他教科等や体験活動等との関連を意識した指導等に重点を置いて授業を進め、指導力の向上に努めることができる。
中項目計		14 ~ 18	
大項目計		21 ~ 27	

○ 特別活動

1 特別活動の教育的意義

研修項目	研修内容	研修時間	研修の目標（身に付けたい資質・指導力）
特別活動の目標	・特別活動の目標や教育的意義の理解とその重要性の認識 ※学習指導要領の特別活動の理解についてレポートを作成し、互いに発表し合い協議をする。	1 ~ 2	・特別活動の目標や内容が、各教科等にない固有の役割や教育的意義をもっていることを理解し、その重要性を認識する。
特別活動の内容	・特別活動の各内容のねらいや特質の理解 ※学習指導要領解説特別活動編について、分担してレポートを作成し、互いに発表し合い、協議をする。	1 ~ 2	・学級活動（話合いの活動、係の活動、集会の活動）、児童会、生徒会活動（代表委員会活動、委員会活動、児童会集会活動）、生徒会活動、クラブ活動（計画、運営に関する話合いの活動、共通の興味・関心を追求する活動、成果を発表する活動）、学校行事（儀式的行事、学芸の行事、健康安全・体育的行事、遠足（旅行）、集団宿泊の行事、勤労生産・奉仕の行事）の各ねらいや特質を理解する。
特別活動の特質	・望ましい集団活動の理解 ※望ましい例と望ましくない例を出し合い、指導方法について協議する。	1 ~ 2	・集団活動の指導は、指導法によって、児童生徒にプラスにもマイナスにも作用することを知り、「望ましい集団活動」の条件や「望ましい集団活動」にするための指導方法を理解する。
中項目計			3 ~ 6

2 特別活動の指導計画授業の実際

研修項目	研修内容	研修時間	研修の目標（身に付けたい資質・指導力）
全体の指導計画と年間指導計画	・全体の指導計画と年間指導計画の立案と活用の方法 ※各学校の指導計画を持ち寄って、比較や改善点について意見交換をする。	1 ~ 2	・全体の指導計画や年間指導計画が全教職員によって作成される手順を理解し、その指導計画に即して全校の教師による協力的な指導が重要なことを認識する。
学級活動(1)の指導計画の作成と授業の実際	・学級活動(1)の授業を参観し、研究協議をする。 ※実際に指導計画を作成して授業実践をする。	1 ~ 4	・他学級の学級活動(1)の授業（ペテンシ教師の示範授業）を参観し、授業改善の視点を理解し、自己の授業改善に生かす。・想定される課題を設定して、授業参観から学んだことを具体的に生かして、学級活動(1)の指導と評価の計画を作成して授業できる。
学級活動(2)、(3)の指導計画の作成と授業の実際	・学級活動(2)、(3)の授業の参観・研究協議 ※実際に指導計画を作成し、資料を準備するなどして授業実践をする。	1 ~ 4	・他学級の学級活動(2)の授業（示範授業）を参観し、授業改善の視点を理解し、自己の授業改善に生かすことができる。 ・自校の学級活動(2)、(3)の年間指導計画の中から題材を選んで、授業参観から学んだことを具体的に生かして、指導と評価の計画を作成して授業できる。
中項目計			3 ~ 10

3 学級活動の指導と評価の工夫改善

研修項目		研修時間	研修の目標（身に付けたい資質・指導力）
学級活動(1)の指導と評価の工夫	・学級活動(1)の活動過程における指導と評価 ※児童生徒役、教師役を分担して模擬学級会をする。	1 ~ 2	・学級生活の充実と向上に関する諸問題について、児童生徒が話し合い、よりよい集団目標を決めて、協力して実践できる児童生徒の自発的、自治的な活動の指導と評価の在り方について考え、具体的に工夫改善できる。
計画委員会の指導と評価の工夫	・計画委員会の指導と評価 ※児童生徒役、教師役を分担して模擬計画委員会をする。	1 ~ 3	・学級生活の充実と向上を目指してよりよい話合いの活動にするための計画委員会の組織づくりや事前指導の在り方について考え、具体的に工夫改善できる。
係の活動の指導と評価の工夫	・係の活動の組織づくりと計画の立案 ※実際に係活動の計画用紙や評価カードを作成したり、係コーナーの構想を考えたりする。	1 ~ 4	・学級生活の充実と向上に寄与する係の活動にするための組織づくりや日常の指導の在り方について考え、具体的に工夫改善できる。
集会の活動の指導と評価の工夫	・集会の活動の計画立案と協力的な活動 ※実際に学級集会活動の計画を作成する。	1 ~ 5	・学級生活の充実と向上を実感できる集会の活動にするための計画立案や協力的な活動の指導の在り方について考え、具体的に工夫改善できる。
学級活動(2)、(3)の指導と評価	・学級活動(2)、(3)の活動過程における指導と評価 ※児童生徒役、教師役を分担して模擬授業をする。	1 ~ 6	・学級に共通する生活上の諸問題や、学ぶこと、将来の生き方などについて、児童生徒が話し合い、よりよい個人目標を決めて、強い意志で実行することができる児童生徒の自主的、実践的な活動の指導と評価の在り方について考え、具体的に工夫改善できる。
中項目計			5 ~ 20

4 児童会・生徒会活動、クラブ活動、学校行事の指導と評価の工夫改善

研修項目	研修内容	研修時間	研修の目標（身に付けたい資質・指導力）
児童会・生徒会活動	・児童会・生徒会活動の指導と評価の工夫改善 ※実際に自分が担当する委員会のこれからの指導計画や委員会活動ノートや評価カードを作成する。	1 ~ 2	・各種委員会活動の組織づくりと児童生徒による活動計画立案の指導と評価、異年齢集団活動のよさを生かした代表委員会活動、委員会活動、児童会集会活動又は生徒会活動の指導と評価、及び児童会集会活動や生徒会の諸活動への参加の指導と評価などの在り方について考え、具体的に工夫改善できる。
クラブ活動（小学校のみ）	・クラブ活動の指導と評価の工夫改善 ※実際に自分が担当するクラブのこれからの指導計画やクラブ活動ノートや評価カードを作成する。	1 ~ 3	・クラブ活動の組織づくりと児童生徒による活動計画立案の指導と評価や異年齢集団活動のよさを生かした共通の興味・関心を追求する活動、成果を発表する活動の指導と評価などの在り方について考え、具体的に工夫改善できる。
学校行事	・学校行事の計画立案や指導と評価の工夫改善 ※自校の学校行事の中からひとつを選び、実際に活動計画を作成する。	1 ~ 3	・学校行事の計画立案や安全への配慮について理解し、児童生徒が主体的に参加できるようにする指導と評価の在り方について考え、具体的に工夫改善できる。
集団宿泊体験	・初任者による集団宿泊体験と集団宿泊活動（相互交流、社会教育施設の利用、各種野外活動の企画・運営、レクリエーションなど）の指導の実際	6 ~ 12	・教師として互いによりよく成長しようとする人間関係をつくることができる。 ・役割分担、野外活動やレクリエーション指導などの実際を知って、指導に生かすことができる。
中項目計			9 ~ 20
大項目計			20 ~ 56

○ 総合的な学習の時間

1 趣旨・ねらい

研修項目	研修内容	研修時間	研修の目標(身に付けたい資質・指導力)
総合的な学習の時間の趣旨	・総合的な学習の時間の創設の趣旨	1 ~ 2	・総合的な学習の時間の創設の経緯を理解する。 ・総合的な学習の時間の教育課程上の位置づけを理解する。 ・総合的な学習の時間の趣旨について理解する。
総合的な学習の時間のねらい	・総合的な学習の時間の指導のねらい	2 ~ 3	・総合的な学習の時間の学習活動の3つのねらいについて理解する。 ・総合的な学習の時間の学習活動が、学習指導要領に示すこの時間の趣旨やねらいを踏まえて設定されるものであることを理解する。
	中項目計	3 ~ 5	

2 全体計画の作成

研修項目	研修内容	研修時間	研修の目標(身に付けたい資質・指導力)
全体計画の必要性	・総合的な学習の時間の全体計画の作成の必要性		・全体計画の作成が必要なことを総合的な学習の時間の趣旨やねらいとの関連の中で理解する。
	・全体計画の内容	2 ~ 3	・全体計画には総合的な学習の時間の目標や内容、学習活動、指導方法、指導体制、学習の評価の計画などがあることを理解する。 ・学校の全体計画を踏まえて、学年や学級の具体的な計画を作成することを理解する。 ・各教科、道徳、特別活動との関連、学年間や学校段階間の指導との関連に十分配慮した計画を作成できる。
全体計画の内容と取扱い	・コーディネーターの役割		・計画作成に当たって、学校として総合的な学習の時間に組織的に取り組むための企画・調整を担うコーディネーターの必要性や役割について理解する。
	・全体計画の取扱い		・計画、実施、評価、次年度の計画の改善という一連の取組を着実に行うことの理解する。 ・学習活動の展開に当たっては、実際の進行の状況や情報や意見の交換等により、必要に応じて基本的な方針に沿って全体計画を適宜見直していく視点を持つことを理解する。
	中項目計	2 ~ 3	

3 学習活動の進め方

研修項目	研修内容	研修時間	研修の目標(身に付けたい資質・指導力)
学習活動の展開	・教師の適切な指導による学習活動の展開	3 ~ 4	・児童生徒が、自らの課題意識や興味・関心に基づき、学習活動を選択・設定できるように展開の仕方を工夫改善できる。 ・児童生徒を主体とした創意工夫を生かした学習活動を展開しながら、学習の場面に応じた教師の適切な指導の仕方を身に付ける。
体験的・問題解決的な学習	・体験的・問題解決的な学習の仕方	3 ~ 4	・自然体験やボランティア活動などの社会体験、観察・実験、見学や調査、発表や討論、ものづくりや生産活動などの体験的な学習や問題解決的な学習を積極的に取り入れた学習の展開を工夫できる。 ・学習活動の展開に当たっては、児童生徒をはじめ教職員や外部の協力者などの安全確保、健康や衛生等の管理に十分配慮することを理解する。
学習形態、指導体制の工夫	・学習形態、指導体制の工夫	2 ~ 3	・グループ学習や異年齢集団での学習など学習形態の工夫や外部人材の活用、協力的な指導の仕方を身に付ける。
地域の教育資源の活用	・地域の多様な教育資源の積極的な活用の仕方	5 ~ 6	・様々な教育機関や事業所、各種団体等を積極的に活用するために必要な資料の整備や連携の方法について身に付ける。 ・教師自身がフィールドワーク等を通じて、地域を深く理解し、その教材化に努めることができる。 ・取組内容の不断の検証の中で、地域の教育資源の積極的な活用について工夫できる。
国際理解・外国語会話等の学習活動	・国際理解やその一環としての外国語会話等の学習活動の工夫	3 ~ 4	・国際理解やその一環としての外国語会話等を行う際には、総合的な学習の時間のねらいを踏まえること(実践的なコミュニケーション体験等)を理解し、児童生徒が外国语に触れ、外国の生活・文化に親しむような体験的な学習の展開の仕方を工夫できる。
	中項目計	16 ~ 21	

4 評価の特質と評価方法

研修項目	研修内容	研修時間	研修の目標(身に付けたい資質・指導力)
評価の特質	・評価の特質	1 ~ 2	・総合的な学習の時間においては、学習の状況や成果などについて、児童生徒のよい点、意欲や態度、進歩の状況などを踏まえて適切に評価することが重要であることを理解する。
評価の方法と生かし方	・評価の方法と生かし方	4 ~ 5	・評価には、教師による評価、児童生徒の自己評価や相互評価など、多様な方法があることを理解する。 ・児童生徒のワークシート、ノート、作文、絵、レポートなどの製作物、発表や話し合いの様子などから、評価する方法や評価を生かした指導の仕方を身に付ける。
	中項目計	5 ~ 7	
	大項目計	26 ~ 36	

○ 生徒指導・進路指導(キャリア教育)

1 生徒指導

研修項目	研修内容	研修時間	研修の目標(身に付けたい資質・指導力)
生徒指導の意義	・生徒指導の意義 ・生徒指導をめぐる状況と今日的課題	2 ~ 3	・生徒指導が今日抱えている課題状況について理解する。 ・生徒指導に関する法律等には、どのようなものがあるか具体的な事例を通して理解する。
児童生徒理解の内容と方法	・児童生徒観・人間観 ・児童生徒理解の対象と立場 ・診断的理性和共感的理理解 ・児童生徒理解のための資料 ・児童生徒理解に結びつく生徒指導	2 ~ 3	・児童生徒観、人間観を探求し、児童生徒理解に関する基礎的な知識を身に付ける。 ・共感的理理解の大切さについて理解を深め、その技術を身に付ける。 ・社会の変化を踏まえ、児童生徒像を明確にすることができる。
教員と児童生徒の人間関係	・コミュニケーションの技術 ・教師のリーダーシップ ・体罰と惩戒、出席停止 ・児童生徒の人権	2 ~ 3	・教員と児童生徒のコミュニケーションの図り方やリーダーシップの発揮に関する技術を身に付ける。 ・体罰と惩戒を中心に日常の指導事例を踏まえ、具体的な指導の在り方、法令に基づく出席停止制度の適切な運用の在り方を理解する。特に、警めることの効果、体罰の与える影響、児童生徒の人権などについて理解する。
児童生徒の誉め方・叱り方	・原則 ・賞と罰の考え方と方法	3 ~ 4	・初任者の学級の事例をもとにして、賞罰の教育的意味を理解し、具体的な方法を身に付ける。特に、集団の規律と個人の行動との関連を踏まえ、望ましい誉め方・叱り方について理解する。
ガイドンスの機能と教育相談の充実	・学級活動等の指導と工夫 ・生徒指導・教育相談の実際 ・児童生徒理解の内容と方法	3 ~ 4	・学校生活への適応や人間関係の形成などについて、ガイダンスの機能を生かした学級活動等、具体的な指導の在り方を理解する。 ・学校における生徒指導・教育相談の在り方について、基礎的な知識や技術を身に付ける。 ・生徒指導・教育相談に関する年間計画の作成を通して、その進め方についての心構えや技術を身に付ける。 ・児童生徒理解に必要な心理検査の活用、観察・指導の理論と実際、個人資料の収集・解釈及び活用などについて理解を深めるとともに知識、技術を身に付ける。 ・スクールカウンセラーや他の連携の在り方について、事例等を基に議論を重ねながら、効果的な連携の方策について理解する。 ・不登校や中途退学について、事例等を基に議論を重ねながら、適切な対応の方策を導き出す手法について理解する。
社会奉仕体験活動等、体験活動の意義と進め方	・社会奉仕体験活動等、体験活動の意義 ・社会奉仕体験活動等、体験活動の指導と工夫	3 ~ 4	・勤労や生産に関わる体験的な活動、ボランティア活動など社会奉仕の精神を養う体験等についての意義を理解するとともに、学校や地域社会の実態及び児童生徒の発達段階に基づいた活動を行う上で必要な知識を身に付ける。 ・社会奉仕体験活動等、体験活動の全体計画の作成を実習する。
児童生徒の健全育成の取組	・自己指導力の育成 ・人間関係形成能力の育成	2 ~ 3	・社会的自立に向けた自己指導力の育成の方策について理解する。 ・望ましい人間関係の在り方、その形成のための方策について具体的に理解する。
問題行動等に関する事例研究	・学校、学級内における問題行動の指導の在り方 ・少年非行等への対応	3 ~ 4	・いじめ、暴力行為について、初任者の学年や学級の事例等を基に議論を重ねながら、学校や学級内における問題行動等への対応の方策を導き出す手法について理解する。 ・学校外における少年非行等の現状について、事例等を基に議論を重ねながら、学校・家庭・地域が一体となった少年非行等への対応（非行防止教室等の未然防止の取組、緊急対応、事後指導）の在り方について理解する。
学校における生徒指導体制	・生徒指導体制の意義 ・生徒指導における共通理解 ・生徒指導全体計画 ・生徒指導組織 ・生徒指導と学級担任 ・生徒指導に関する評価 ・生徒指導と教育課程の關係	2 ~ 3	・生徒指導の充実を図るには、生徒指導を組織的に進めることの重要性や生徒指導の望ましい在り方について共通理解が必要であることを理解する。特に、生徒指導の全体計画、組織、教育課程と生徒指導、生徒指導に関する評価などについて理解を図ることを通して、学級担任としての自己の位置を確認することができる。
家庭・地域や関係機関との連携	・生徒指導を進めるに当たっての家庭・地域や関係機関との連携の在り方 ・生徒指導上の諸課題	1 ~ 2	・家庭・地域や関係機関との行動連携による問題行動等の予防や解決と、児童生徒の健全育成に向けた横断的な取組等について理解する。 ・家庭・地域への情報発信等についての方法等の実際の手法を習得するとともに、家庭や地域への説明責任の重要性について理解する。 ・児童生徒の問題行動や児童虐待等の状況並びに社会的背景や各種の施策や取組に関する資料等の分析を行い、課題解決策を検討し、自校の取組みに生かすことができる。
生徒指導の反省と評価	・レポートのまとめ方 ・年間の反省 ・発表の仕方 ・課題意識の発展のさせ方	1 ~ 2	・課題意識を基にレポートを作成する。レポートの書き方を身に付ける。授業研究の進め方との関連を踏まえて、技術を確かなものとすることができる。 ・年間の研修について体験をまとめ、より課題意識を高め発展を図ることができる。
中項目計		24 ~ 35	

2 進路指導

研修項目	研修内容	研修時間	研修の目標(身に付けたい資質・指導力)
進路指導(キャリア教育)の意義 ・進路指導をめぐる状況と今日的課題	・進路指導(キャリア教育)の意義 ・進路指導が今日抱えている課題について理解を深めるとともにキャリア教育が求められた背景とその意義について理解する。 ・進路指導に関する法律等には、どのようなものがあるか具体的な事例を通して理解する。	2 ~ 3	
進路指導(キャリア教育)の展開と事例研究	・進路指導(キャリア教育)の事例の研究 ・進路指導(キャリア教育)の授業研究等	3 ~ 4	・学級活動等において取り上げる指導の内容、教材作成とその活用、学習の展開の形態と方法の実際などについて理解する。 ・各教科、総合的な学習の時間、特別活動、道徳等において取り上げ方を理解するとともに授業研究を行うことができる。
進路情報の収集と活用	・進路情報の収集、活用の方法	1 ~ 2	・進路情報の種類、情報の収集・整備・活用・保管、情報の提供とその内容などについての理解を深めるとともに知識、技術を身に付ける。
職業や進路にかかる啓発的な体験活動の指導の実際	・職業や進路にかかる啓発的な体験活動の意義 ・職業や進路にかかる啓発的な体験活動の計画と工夫	2 ~ 3	・職業や進路にかかる啓発的な体験活動を通して、望ましい勤労観や職業観を育成することの意義を理解する。 ・体験活動の事前事後指導等を含んだ全体計画の作成の実習と指導の実際について理解する。
学校における進路指導(キャリア教育)体制	・進路指導(キャリア教育)体制の意義 ・進路指導(キャリア教育)における共通理解 ・進路指導(キャリア教育)全体計画 ・進路指導(キャリア教育)組織 ・進路指導(キャリア教育)と学級担任 ・進路指導(キャリア教育)に関する評価 ・進路指導(キャリア教育)と教育課程の関係	2 ~ 3	・進路指導(キャリア教育)の充実を図るには、進路指導(キャリア教育)を組織的、計画的に進めることの重要性や在り方について共通理解が必要であることを理解する。特に、進路指導(キャリア教育)の全体計画、組織、進路指導(キャリア教育)と教育課程、進路指導(キャリア教育)に関する評価などについて理解を図ることを通して、学級担任としての自己の位置を確認できる。 ・小学校、中学校、高等学校を通じて、組織的、系統的に進路指導(キャリア教育)を進めることについて理解する。
ガイダンスの機能と教育相談の充実	・学級活動等の指導と工夫 ・進路相談(キャリアカウンセリング)の実際 ・児童生徒理解の内容と方法	3 ~ 4	・教科・科目や進路の選択などについて、ガイダンスの機能を生かした学級活動等の具体的な指導の在り方を理解する。 ・学校における進路相談(キャリアカウンセリング)の在り方について、基礎的な知識や技術を身に付ける。 ・進路相談(キャリアカウンセリング)に関する年間計画の作成を通して、進め方についての心構えや技術を身に付ける。 ・児童生徒理解に必要な心理検査の活用、観察・指導の理論と実際、個人資料の収集・解釈及び活用などについて理解を深めるとともに知識、技術を身に付ける。
家庭・地域や関係機関との連携	・進路指導(キャリア教育)を進めるに当たっての家庭・地域や関係機関との連携の在り方	1 ~ 2	・職業や進路にかかる啓発的な体験活動を進めるに当たって、家庭・地域や関係機関、及び上級学校との効果的な連携の在り方について理解する。 ・家庭・地域への情報発信等についての方法等の実際の手法を習得するとともに、家庭や地域への説明責任の重要性について理解する。
進路指導(キャリア教育)の反省と評価	・レポートのまとめ方 ・年間の反省 ・発表の仕方 ・課題意識の発展のさせ方	1 ~ 2	・課題意識を基にレポートを作成することを通して、レポートの書き方を身に付ける。授業研究の進め方との関連を踏まえて、技術を確かなものとすることができます。 ・年間の研修について体験をまとめ、より課題意識を高め発展を図ることができる。
中項目計		15 ~ 23	
大項目計		39 ~ 58	



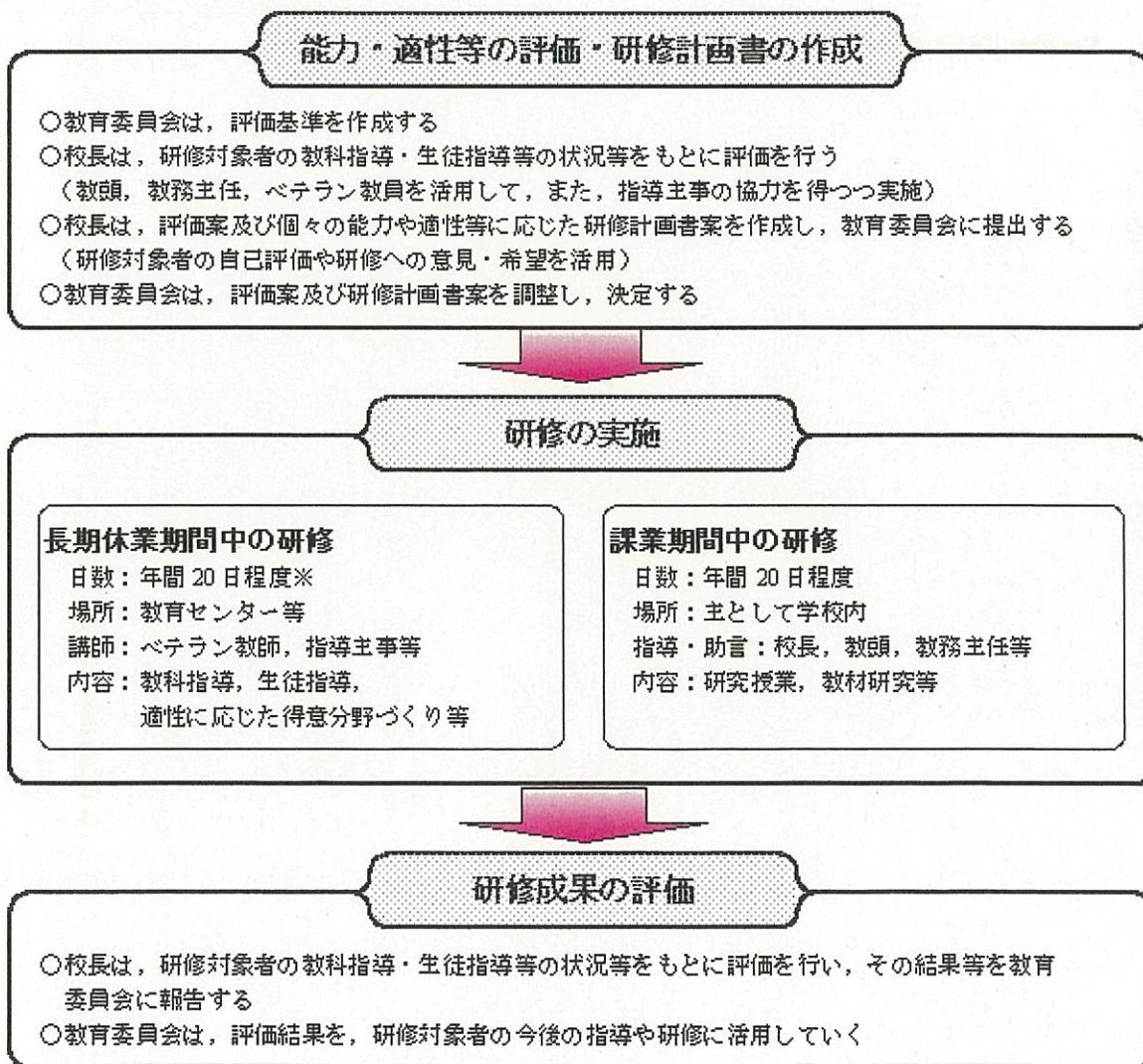


10年経験者研修

個々の教員の能力、適性等に応じた研修を実施することにより、教科指導、生徒指導等、指導力の向上や得意分野づくりを促すことをねらいとして、10年経験者研修が平成15年度より行われています。

- 対象者：公立の小学校等の教諭等のうち、在職期間が10年に達した者
- 実施：都道府県、指定都市、中核市教育委員会
- 根拠法：教育公務員特例法第24条

【10年経験者研修の流れ】



※「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令及び教員免許更新制の実施について(通知)」
(20文科初第913号)(抄)

第4 その他

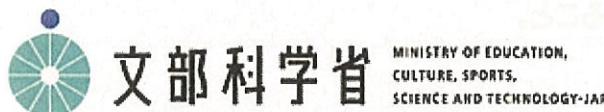
1. 十年経験者研修をはじめとする現職研修と免許状更新講習の整合性の確保
 - この場合、十年経験者研修制度の実施に当たって発出した「教育公務員特例法の一部を改正する法律等の公布について(通知)」(14文科初第575号)において教育センター等において実施する校外研修の期間を20日間程度(幼稚園については10日間程度)を想定するとしているが、例えば、当該校外研修の期間を現行の日数から5日間程度短縮することも考えられること。

お問合せ先

初等中等教育局 教職員課

(初等中等教育局 教職員課)

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology



MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

10年経験者研修関係通知

14文科初第575号
平成14年8月8日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各中核市教育委員会 殿
附属学校を置く各国立大学長
国立久里浜養護学校長

文部科学事務次官
小野 元之

(印影印刷)

教育公務員特例法の一部を改正する法律等の公布について(通知)

このたび、別添のとおり、「教育公務員特例法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が、平成14年6月12日法律第63号をもって公布され、平成15年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨、要点及び留意事項は、下記のとおりですので、各位におかれましては、事務処理上遺漏のないように願います。

各都道府県教育委員会におかれましては、域内の関係者に対して、今回の改正の趣旨について周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助をお願いします。

記

第1 改正法の趣旨

平成14年度から全国の小・中学校で実施されている新しい学習指導要領等の下、基礎・基本を確実に身に付けさせ、自ら学び考える力などを育成し、確かな学力の向上を図るとともに、心の教育の充実を図るために、実際に指導に当たる教諭等にこれまで以上の指導力が必要とされていることから、教育公務員特例法(以下「法」という。)を改正して、教諭等としての在職期間が10年に達した者に対する個々の能力、適

性等に応じた研修を制度化することである。

第2 改正法の概要

1 10年経験者研修関係

- (1) 小学校等の教諭等の任命権者は、小学校等の教諭等に対して、その在職期間が10年(特別の事情がある場合には、10年を標準として任命権者が定める年数)に達した後相当の期間内に、個々の能力、適性等に応じて必要な事項に関する研修(以下「10年経験者研修」という。)を実施しなければならないこととすること。(法第20条の3第1項関係)
- (2) 任命権者は、10年経験者研修を実施するに当たり、10年経験者研修を受ける者の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づき、当該者ごとに10年経験者研修に関する計画書を作成しなければならないこととすること。(法第20条の3第2項関係)
- (3) 任命権者が定める10年経験者研修に関する計画は、教員の経験に応じて実施する体系的な研修の一環をなすものとして樹立されなければならないこととすること。(法第20条の4関係)

2 施行期日

改正法は、平成15年4月1日から施行すること。(改正法附則第1条関係)

3 その他

- (1) 市町村の設置する幼稚園の教諭等に対する10年経験者研修は、当分の間、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならないこととすること。(改正法附則第2条関係)
- (2) 指定都市及び中核市の県費負担教職員に対する10年経験者研修は当該指定都市又は当該中核市の教育委員会が、市町村の設置する中等教育学校の県費負担教職員に対する10年経験者研修は当該市町村の教育委員会がそれぞれ行うこととすること。(改正法附則第3条関係)
- (3) 中核市の設置する盲学校、聾(ろう)学校及び養護学校の幼稚部の教諭等に対する10年経験者研修は、当分の間、当該中核市を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならないこととすること。(改正法附則第3条関係)

第3 留意事項

1 対象となる教諭等

- (1) 改正法第20条の3第1項の「在職期間」とは、国立、公立又は私立の小学校等の教諭等として在職した期間(臨時的に任用された期間を除く。)であること。
- (2) 在職期間が10年に達した後相当の期間内に実施することとするが、特別の事情がある場合には、10年を標準として、任命権者が定めた年数に達した後相当

の期間内に実施すること。

この相当の期間内とは、10年に達した日から1年以内に10年経験者研修を開始することを意味すること。

また、特別の事情がある場合としては、

- ① 在職年数が10年に達した教諭等の状況や、研修の体系的な整備に関する考え方との調整のため、10年とは異なる年数を定めることが適切な場合
- ② 学校種ごとに、在職年数が10年に達した教諭等の状況の違い等があるため、学校種ごとに、異なる年数を定めること(例えば、小学校は12年、中学校は9年、盲・聾・養護学校は11年と定めること)が適切な場合
- ③ 10年経験者研修の全部又は一部を教科別に実施していること等から、本来研修を実施すべき時期に対象となる教諭等の数が少なく、複数年度分を併せて実施することが適切な場合
- ④ 対象となる教諭等の数が多いため、本来研修を実施すべき時期に一斉に実施することが困難であり、一部の教諭等について実施時期を早める又は遅らせることが適切な場合
- ⑤ 対象となる教諭等が配置されている学校の状況等により、本来研修を実施すべき時期に実施することが困難であるため、実施時期を早める又は遅らせることが適切な場合

等が考えられ、これらの場合には、任命権者は、各々の事情に応じて、10年と数年程度、異なる年数を定めることが可能であること。

2 10年経験者研修の具体的な内容及び方法等

(1) 各任命権者においては、下記(2)及び(3)を参考にして、10年経験者研修が、教員一人一人の専門性の向上や得意分野を伸ばすなど、教諭等のニーズに応じたものとなるよう、各々の実情に応じて、具体的な研修の内容及び方法、実施期間、場所等に関し、様々な創意工夫を凝らしていただきたいこと。

(2) 文部科学省としては、10年経験者研修の概要としては下記のものを想定していること。

- ① 研修の実施に当たり、事前に、個々の教諭等の能力、適性等を評価し、教諭等ごとに研修計画書を作成すること。
- ② 夏季・冬季の長期休業期間等に、20日間程度、教育センター等において研修を実施すること。
- ③ 課業期間に、20日間程度、長期休業期間中の研修において修得した知識や経験を基に、主として校内において研修を実施すること。
- ④ 研修終了時に、個々の教員の能力、適性等を再び評価し、その結果を、その後の研修等に活用すること。

なお、

ア ②及び③において、20日間程度としているのは参考にすぎず、各任命権者において、各々の実情や研修の必要性に応じて、20日を下回る日数や上回る日数を定めることや、個々の教諭等ごとに異なる日数を定めることも可能であること。また、幼稚園については、②及び③ともに、10日程度を想定していること。

イ ②の教育センター等における研修は、既存の研修を活用することや、一部を課業期間中に実施することも考えられること。また、研修を実施する場所についても、教育センター以外も考えられること。

ウ 任命権者において、特に、教育センターや学校内においては実施できないような専門的な内容の研修を受講させることが適切であると判断した場合等には、大学、大学院等の授業参加を研修と位置付けることや、民間組織等が開設する研修コース等を活用することも考えられること。

(3) 文部科学省として、10年経験者研修の具体的な内容及び方法については下記のものを想定していること。

① 長期休業期間等における研修

ア 教科指導、生徒指導等に関する研修

指導力に優れた教諭等や指導主事を講師として、少人数形式による模擬授業や教材研究、ケーススタディー等を通じた研修を実施

なお、この中には、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等に関する研修も含まれること。

イ 適性に応じた得意分野づくり等の選択研修

社会体験研修、情報教育や環境教育、カウンセリング、学習障害、特殊教育等について専門的な研修を実施

② 課業期間における研修

基本的に、学校内において、校長の下、実際の授業実践を通じた授業研究や教材研究、特定課題研究等を通じた研修を実施

なお、①及び②以外にも、学校評価、情報提供や学校運営等の喫緊の課題に関する研修も想定していること。

(4) (2)及び(3)については、別紙1及び2を参照されたいこと。なお、文部科学省としては、10年経験者研修の実施期間としては、1年以内を想定していること。

3 評価及び研修計画書の作成等

(1) 文部科学省としては、評価及び研修計画書の作成の概要として、下記のものを想定していること。各任命権者においては、これを参考にして、各々の実情に応じて、様々な創意工夫を凝らし、有意義な10年経験者研修を実施する上で必要かつ適切な評価及び研修計画書の作成をしていただきたいこと。

① 各任命権者において、教育センター等において実施する10年経験者研修の内容等を踏まえつつ、10年経験者研修を受ける教諭等の能力、適性等について評価を行うための評価基準を作成する。

② 校長は、①の評価基準に基づいて、教頭や教務主任等を活用すること等により、評価案及び研修計画書案の作成を行い、教育委員会に提出する。

この際、指導主事等も、校長による評価案及び研修計画書案の作成に協力することが望ましい。

③ 教育委員会は、校長より提出された評価案及び研修計画書案について、必要な調整を行い、決定する。

④

校長が、対象となる教諭等に対し、研修計画書に基づき、10年経験者研修を受けるよう職務上の命令を発する。

なお、県費負担教職員については、評価及び研修計画書の作成は、都道府県教育委員会ではなく、市町村教育委員会が行うものであること（法第20条の3第2項及び法第20条の2第2項参照）。また、評価基準については、文部科学省として想定している例を追って送付することとしており、各任命権者においては、これを参考としつつ各自の事情に応じて様々な創意工夫を凝らしていただきたいこと。

(2) 評価や研修計画書の作成に当たり、教諭等自身に自己評価を行わせ、それを聴取することや、教諭等の意見や希望を参考として聴取することは、教諭等自身に自らの課題や適性、得意分野等を再確認させ、研修意欲を喚起するとともに、研修内容をより適切なものとするうえで、望ましいと考えていること。

ただし、評価や研修計画の作成は、任命権者の権限と責任において行うべきものであり、本人の自己評価や意見等をそのまま評価や研修計画に反映させることは不適切であること。

(3) 決定した評価や研修計画については、教諭等自身が、自らの課題を明確に認識して研修に取り組むことが望ましいことから、必要に応じて教諭等に示して説明することも考えられること。

(4) 10年経験者研修終了後も、引き続き10年経験者研修を受けた教諭等の資質の向上を図っていくため、研修終了時に、再度、評価を行い、その結果を、当該教諭等に対する今後の指導や研修に活用していくことが望ましいこと。また、この評価の結果についても、必要に応じて教諭等に示して説明することも考えられること。

なお、10年経験者研修終了時における評価は、上記の趣旨から行われるものであり、その評価結果が直ちに勤務評定につながるものではないこと。

4 その他

(1) 10年経験者研修を実施するに当たって、各任命権者及び校長は、授業等の校務に支障がないよう、また、研修の時間を十分に取ることができるよう、人事異動や各学校における校務分掌等において十分に配慮を行うこと。

(2) 各任命権者においては、10年経験者研修が、十分に効果をあげ得るよう、10年経験者研修に関する計画の策定や、その評価に当たっては、校長会等の関係者等と連携し、教員のニーズや学校現場の意見を反映させることが望ましいこと。

(3) 10年経験者研修終了時における当該研修を受けた教諭等についての成果や当該教諭等を対象としたアンケート調査等を活用すること等によって、10年経験者研修の内容等を改善していくことが望ましいこと。

(4)

各任命権者においては、10年経験者研修の実施にあたって、現在実施している研修の精選や見直しを積極的に行っていただきたいこと。

- (5) これからの学校教育においては、様々な得意分野や専門分野を持った教職員が連携協力して教育効果等を高めることが必要とされていることから、養護教諭、学校事務職員、学校栄養職員等についても、これらの専門性を高め、学校運営への積極的な参加を促す観点から、研修内容の見直しや充実に努めること。
- (6) 職務上の命令による研修だけでなく、教員が自ら行う自主研修も大事であることから、各任命権者においては、自主研修について、場の提供や情報の提供等、奨励や支援に努めること。
- (7) 私立学校において「10年経験者研修」を行う際に、個々の私立学校では対応が難しいものについて、例えば、教育センター等における10年経験者研修に私立学校の教諭等の参加を認めるなど、各任命権者においては、適宜その実施に協力することについて検討していただきたいこと。
- (8) 法第20条の3第1項に規定する在職期間の計算方法、10年経験者研修を実施する期間、10年経験者研修の対象から除く者については、追って政令で定めるとしていること。

(お問い合わせ先)
初等中等教育局教職員課企画係
電話:03-5253-4111(内線2456)

-
- ▶ [10年経験者研修のイメージ案\(中学校・高等学校\)](#)
 - ▶ [10年経験者研修のイメージ案\(幼稚園\)](#)



10年経験者研修のイメージ案(中学校・高等学校)

別紙1

能力・適性等の評価・研修計画書の作成

- 校長は、研修教員の教科指導・生徒指導等の状況等を基に評価を行う。
(教頭、主任、ベテラン教員を活用して、また、指導主事の協力を得つつ実施。)

- (一学期)
 - 校長は、各研修教員ごとに、評価案及び個々の能力や適性等に応じた研修計画書案を作成し、教育委員会に提出(作成に当たり、研修教員から自己評価や研修への意見・希望を聴取)

 - 教育委員会は、校長から提出された評価案及び研修計画書案を調整し、決定。※1



(夏季・冬季休業期間中)

休業期間中における研修の実施(教育センター等※2 20日程度)

- | | |
|------------------|---|
| 第1日 共通研修 | ○学校評価、情報提供、学校運営等に関する基礎・基本的な研修 |
| 教科指導等研修
(9日間) | <ul style="list-style-type: none"> ○各教科ごとの少人数形式により、模擬授業、教材研究等を通じた研修
(人数によっては重点的に修得すべき事項ごとのコース分けもあり得る) ○個々の研修教員の評価結果を基にして個別に指導助言 |
| 第2日～
第15日 | <ul style="list-style-type: none"> ○指導主事、指導力の優れたベテラン教員を講師とする。 ○重点的に修得すべき事項ごとにコースに分け、少人数形式により、ケース・スタディ等を通じた研修 |
| 生徒指導等研修
(5日間) | <ul style="list-style-type: none"> ○個々の研修教員の評価結果を基にして個別に指導助言 ○指導主事、指導力の優れたベテラン教員を講師とする。 |

第16日 ～第20日	選択研修 (5日間)	<ul style="list-style-type: none"> (例)・社会体験研修(介護体験研修、企業体験研修等) ・他校種との連携に関する研修 ・情報教育、環境教育、産業教育、道徳教育等に関する研修 ・学習障害等に関する研修 ・特殊教育に関する研修 ・カウンセリングに関する研修 ・学校運営に関する研修(発展的なもの) 等
---------------	---------------	---



課業期間中における研修の実施(主として校内※2・20日程度)

○学校内において研究授業、教材研究等を通じた研修を実施

(二・三学期)

(研修教員が実際に授業等を実施し、校長、教頭、教務主任等が指導助言を行う)

○指導方法や教材に関する特定課題研究

(特定のテーマについて、各研修教員が研究を行い、年度末に発表、校長等が指導助言を行う)



研修成果の評価

(年度末)

○校長は、研修教員の教科指導・生徒指導等の状況等を基に評価を行い、その結果等を教育委員会に報告。



(教育委員会は、評価結果を、研修教員の今後の指導や研修に活用していく)

※1 なお、県費負担教職員については、評価及び研修計画書の作成は、都道府県教育委員会ではなく、市町村教育委員会が行う。

※2 任命権者において、特に、教育センターや学校内においては実施できないような専門的な内容の研修を受講させることが適切であると判断した場合等には、大学、大学院等の授業参加を研修と位置付けることや、民間組織等が開設する研修コース等を活用することも考えられる。

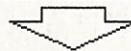


10年経験者研修のイメージ案(幼稚園)

別紙2

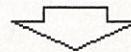
一学期

- 能力・適性等の評価、研修計画書の作成
- 園長が、研修教員の保育等の状況等を基に評価。
(教頭、主任等ベテラン教員を活用し、指導主事の協力を得て実施)
 - 園長が、評価案に基づき、各研修教員ごとに個々の能力や適性等に応じた研修計画案を作成し、教育委員会に提出。(作成に当たり、研修教員から自己評価や研修への意見・希望を聴取)
 - 教育委員会は、園長から提出された評価案及び研修計画案を調整し決定。



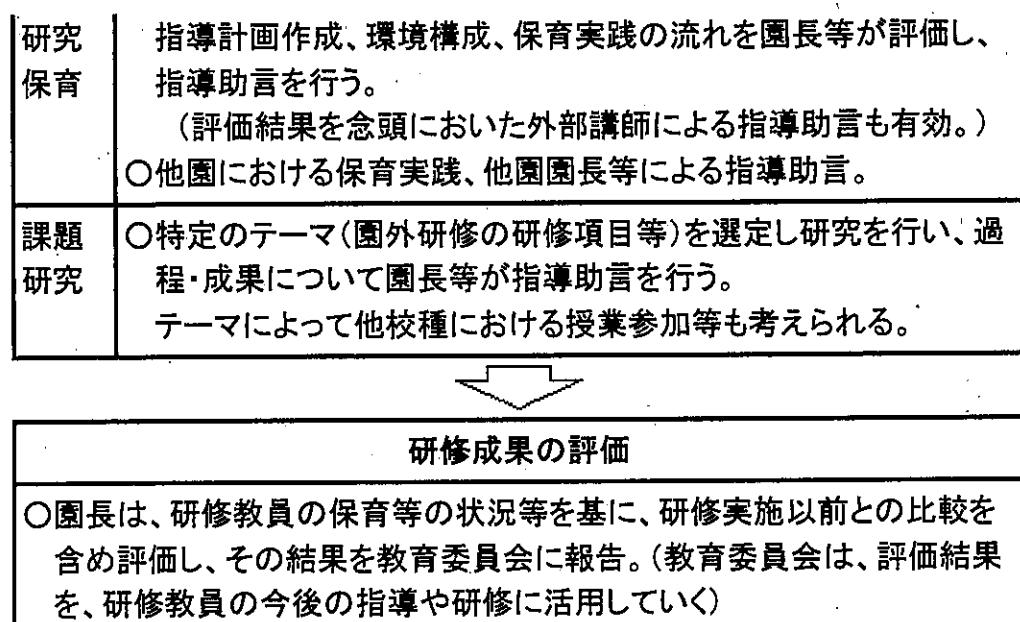
夏季・冬季休業期間中

休業期間中における研修の実施(教育センター等※・10日程度)	
共通研修(1日)	○学校評価、情報提供、学校運営等に関する基礎・基本的な研修
保育専門研修(4~6日)	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園教育の現状と課題、幼稚園教員の専門性 ○幼児理解、カウンセリングマインドを生かした幼児とのかかわり、環境構成 ・具体的援助の仕方等について ○保護者とのかかわり、子育て支援 <ol style="list-style-type: none"> 1 講義(共通) 2 事前評価の結果を生かしたグループ別による演習 (評価結果を基にした指導者による個別の指導助言) 園内研修との連動(研修を生かして指導案を作成→園内における保育実践→実践結果に基づく研究協議)も考えられる。
選択研修(3~5日)	社会体験研修(企業体験・介護体験・保育所体験等)、幼保連携、幼小連携(小学校教員と合同)、他校種講座(教科指導、特殊教育)の受講、子育て支援(発展的なもの)、教職員集団とりーダーシップ 等



二・三学期

課業期間中における研修の実施(主として園内※・10日程度)	
	○



※ 任命権者において、特に、教育センターや園内においては実施できないような専門的な内容の研修を受講させることが適切であると判断した場合等には、大学、大学院等の授業参加を研修と位置付けることや、民間組織等が開設する研修コース等を活用することも考えられる。

10年経験者研修：概要

10年経験者研修は、教育公務員特例法第24条を根拠法とした研修です。

東京都の公立学校における10年経験者研修の概要は、以下のとおりです。

目的	<ul style="list-style-type: none"> 教諭等としての在職期間が10年に達した教員（11年目教員）に対して、学習指導、生活指導・進路指導等に関する指導力の向上及び教育公務員としての資質向上等のための研修を実施する。 個々の教員の能力・適性等に応じた研修を計画・実施するとともに、人事考課制度を活用して研修の事前、事後に適切な評価を行い、その結果をその後の研修等に活用する。
対象	<p>公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、附属中学校、中等教育学校、特別支援学校に所属する教諭(主任教諭を含む)等としての在職期間が10年に達した教員を対象とする。</p> <p>なお、在職期間は、国立・公立・私立学校において教諭（主任教諭を含む）、助教諭、常勤講師として在職した期間を通算した期間とする。</p> <p>また、指導主事、管理職候補者、主幹教諭等は本研修の対象者から除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> 参考 1 受講対象者確認シート 参考 2 学校長による具申
内容	<ul style="list-style-type: none"> 研修内容と単位数の一覧
研修の進め方	<ul style="list-style-type: none"> 1 主任教諭・教諭 2 主任養護教諭・養護教諭 3 幼稚園教諭 4 校外における研修の進め方 5 校内における研修の進め方

東京都教職員研修センター 〒113-0033 東京都文京区本郷一丁目3番3号 TEL:03-5802-0201 (代表)

Copyright © 2006- 東京都教職員研修センター All rights reserved.



10年経験者研修の内容と単位数

校種	職種 単位数 (1単位は、半日)	校外における研修 ●：研修項目　・：研修名	●公務員としての資質向上				校内における研修
			社会体験研修	教育法規等	人権教育等	服務等	
区市町村立学校	主任教諭 教諭 34～54 単位	<ul style="list-style-type: none"> ●学習指導 ●生活指導・進路指導 ・授業研究 ・事例研究 ※5単位 ※2単位 <p>・専門性向上研修☆・専門性向上研修★</p> <p>Ⅰ段階のみ ※2単位 Ⅱ段階のみ ※2単位</p> <p>・学習指導向上研修・生活指導等向上研修</p> <p>Ⅰ段階のみ 4単位 Ⅱ段階のみ 4単位</p> <p>東京都教育委員会で実施</p>	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ●研修計画 ●学習指導 ●生活指導 ・進路指導 ●外部との連携 ・折衝力 ●学校運営力 ・組織貢献力 ●研修のまとめ <p>※ 30 単位</p>
都立学校	研修の段階 (Ⅰ～Ⅲ段階) により取得 すべき単位 数が異なる。	<ul style="list-style-type: none"> ●学習指導 ●生活指導・進路指導 ・授業研究 ・事例研究 5単位 2単位 <p>・専門性向上研修☆・専門性向上研修★</p> <p>Ⅰ段階のみ ※2単位 Ⅱ段階のみ ※2単位</p> <p>・学習指導向上研修・生活指導等向上研修</p> <p>Ⅰ段階のみ 4単位 Ⅱ段階のみ 4単位</p> <p>東京都教育委員会で実施</p>	○	○	○	○	主任教諭は、 「校内における研修」30 単位を 18 単位まで精選する ことができる。
幼稚園	主任教諭 教諭 21 単位	<ul style="list-style-type: none"> ●保育内容 ●幼稚園運営 3単位 2単位 <p>東京都教育委員会で実施</p>	-	-	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ●研修計画 ●保育内容等 ●幼稚園運営等 ●研修のまとめ <p>14 単位</p>
区市町村立学校	主任養護教諭 養護教諭 5単位	<ul style="list-style-type: none"> ●学校保健 ・保健室経営の在り方 2単位 	-	○	○	○	-
都立学校			-	○	○	○	

備考：※ 校長の基準に基づき、研修・研究歴等に対して、単位の代替をすることができるもの。

